

## 白子町キャラクターの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、白子町キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用等に関し必要な事項を定めることにより、キャラクター等の適正な活用を図り、もって本町のPR及び活性化等に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、町が定めたキャラクターの基本デザイン（別図1）及び町長が別に定めるその展開デザインとする。

### (キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に帰属する。

### (使用の許諾申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ白子町キャラクター使用許諾申請書（別記第1号様式）を町長に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

### (使用許諾等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を許諾するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許諾しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (5) 品質、性能等に関して公共機関の認定が必要な製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
- (6) その他町長が使用について不適當と認めたとき。

2 町長は、キャラクターの使用を許諾するときは白子町キャラクター使用許諾通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定によるキャラクターの使用の許諾（以下「キャラクター使用許諾」という。）をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

4 町長は、キャラクター使用許諾をしないときは白子町キャラクター使用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料は、原則として無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクター使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）キャラクター使用許諾を受けた目的又は用途のみに使用すること。

（2）町で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

（3）第5条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。

（4）原則として当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）には許諾番号を付すること。

（5）キャラクターの使用に際し町が貸し出した物件を期限までに返還すること。

（6）キャラクターの使用前に使用対象物件の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認できるものの提出をもって代えることができるものとする。

（7）商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

（使用許諾の変更等）

第8条 使用者は、キャラクター使用許諾の内容を変更しようとするときは、あらかじめ白子町キャラクター使用許諾変更申請書（別記第4号様式）を町長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき許諾することが適当と認めるときは、白子町キャラクター変更使用許諾通知書（別記第5号様式）により通知し、変更を許諾しなかったときは、白子町キャラクター変更使用不許諾通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

3 第5条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

（使用許諾の取消等）

第9条 町長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター使用許諾を取り消すものとし、使用者に白子町キャラクター使用許諾取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（1）使用者が第5条又は第7条の規定に違反していると認められるとき。

（2）偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用許諾を受けたと認められるとき。

（3）その他町長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定によるキャラクター使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害については、町長はその責めを負わない。

3 第1項の規定によりキャラクター使用許諾を取り消された者(以下「許諾取消者」という。)は、当該使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 町長は、許諾取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

(損害賠償)

第10条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。